

和歌山地方最低賃金審議会（第3回）資料目次

- 1 和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定に係る申出書
- 2 和歌山県各種食料品小売業最低賃金の決定に係る申出書
- 3 特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果

令和 5 年 7 月 3 1 日

和歌山労働局長 殿

和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、和歌山県百貨店・総合スーパーの最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、百貨店・総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。

(1, 520名)

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金

3. 申出の内容

上記 2 の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店・総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

5. 申し出の理由

- (1) 申請産業に於ける事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって法定最低賃金の決定を求めるものである。
- (2) 申請産業は、企業間、地域間、又は組織労働者と未組織労働者の間あるいは正

規労働者と、パートタイマーに大きな賃金格差の改正のため範囲と金額の見直しを求める。

6. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (3) 機関決定の書面
- (4) 個々の労働者又は従業員組織に於ける合意書
- (5) 申し出代表者に対する委任状
- (6) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

和歌山労働局長 殿



令和 5 年 7 月 3 1 日

和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、各種食料品小売業の最低賃金の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、各種食料品小売業を営む使用者に使用される労働者。

(8, 410 名)

2. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において各種食料品小売業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3. 申し出の内容

上記 2 の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (1) 申請産業に於ける事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって法定最低賃金の決定を求めるものである。
- (2) 申請産業は、企業間、地域間、又は組織労働者と未組織労働者の間あるいは正規労働者と、パートタイマーに大きな賃金格差の改正のため範囲と金額の見直しを求める。

5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (3) 機関決定の書面
- (4) 個々の労働者又は従業員組織に於ける合意書
- (5) 申し出代表者に対する委任状
- (6) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果

和歌山労働局

産業別最低賃金	申出年月日	申出の理由	基幹的労働者または使用者の範囲	形式的要件の適否(審査)	備考
	団体名				
百貨店、 総合スーパー	令和5年7月31日	改正決定	当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 1,520名	適正	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	和歌山県小売最賃会議 議長 貴彦 征義	申出を行う者が代表する基幹的労働者 3 団体 939名 6 事業所 152名	71.8%		
各種食料品小売業	令和5年7月31日	決定	当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 8,410名	適正	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	和歌山県小売最賃会議 議長 貴彦 征義	申出を行う者が代表する基幹的労働者 4 団体 2,504名 66 事業所 1,363名	46.0%		